

氏名	様	年齢	生年月日	年月日	住所			
I. 相続人の確認								
	氏名	年齢	生年月日	続柄	法定相続パターン	法定相続割合		
①			年月日	配偶者	イ・ロ・ハ	1		
②			年月日	子(養子)・親・兄弟姉妹	イ・ロ・ハ	1		
③			年月日	子(養子)・親・兄弟姉妹	イ・ロ・ハ	1		
④			年月日	子(養子)・親・兄弟姉妹	イ・ロ・ハ	1		
⑤			年月日	子(養子)・親・兄弟姉妹	イ・ロ・ハ	1		
							相続人の数	人
II. 不動産の評価額の確認								
	所在地	地籍	路線価・固定資産税評価額	倍率	借地権	借家権	持分	概算評価額
①		m ² ×	円 ×	倍 ×	% ×	% ×	% ×	= 万円
②		m ² ×	円 ×	倍 ×	% ×	% ×	% ×	= 万円
③		m ² ×	円 ×	倍 ×	% ×	% ×	% ×	= 万円
④		m ² ×	円 ×	倍 ×	% ×	% ×	% ×	= 万円
⑤		m ² ×	円 ×	倍 ×	% ×	% ×	% ×	= 万円
								万円
III. 株式の評価額の確認								
	銘柄等	数量	金額		銘柄等	数量	金額	
①			円	④			円	
②			円	⑤			円	
③			円				万円	
IV. 預貯金の確認								
	金融機関・支店名	金額		金融機関・支店名	金額			
①		円	④		円			
②		円	⑤		円			
③		円			万円			
V. 保険金・退職金の確認								
	保険会社・支払会社等	金額		保険会社・支払会社等	金額			
①		円	③		円			
②		円			円			
VI. 借入金の確認								
	借入先の金融機関等	金額		借入先の金融機関等	金額			
①		円	③		円			
②		円			円			
VII. 課税財産の確認								
	B. 不動産等	C. 株式等	D. 預貯金等	E. 生命保険等	F. 借入金等	課税財産の計算		
財産	万円	+	万円	+	万円	+	万円	
割合	%	%	%	%	%			
控除	基礎控除額の計算		3,000万円	+	A. 相続人の数	人	× 600万円 = 万円(H)	

Ⅷ. 相続税額の計算							【相続対策シート(B面)】				
						課税財産の総額(G-H)	万円(I)				
氏名	法定相続割合	各々の財産額	税率	速算控除額	相続税額	相続税の速算表					
①	1	万円	×	%	-	万円	=	万円	各々の財産額		
②	1	万円	×	%	-	万円	=	万円	1,000万円以下	10%	0円
③	1	万円	×	%	-	万円	=	万円	1,000万円超え	15%	50万円
④	1	万円	×	%	-	万円	=	万円	3,000万円超え	20%	200万円
⑤	1	万円	×	%	-	万円	=	万円	5,000万円超え	30%	700万円
									1億円超え	40%	1,700万円
									2億円超え	45%	2,700万円
									3億円超え	50%	4,200万円
									6億円超え	55%	7,200万円
						当初の相続税	万円				

Ⅸ. 相続対策の検討

Ⅸ-i)『納税対策』の確認		(◇専門家のアドバイス:有・無)
1) 預貯金による現金での納付 2) 株式等の売却による納付 3) 不動産の売却による納付 4) 生命保険の保険金による納付 5) 金融機関からの借入による納付 6) その他	□具体的に記載:	

Ⅸ-ii)『分割対策』の確認		(◇専門家のアドバイス:有・無)				
氏名	法定相続割合	分与する予定の財産	理由	金額	法定との差額	是正の方法
①	1			円	万円	
②	1			円	万円	
③	1			円	万円	
④	1			円	万円	
⑤	1			円	万円	

□予想される争い:				
1) 分与の少ない相続人に理由を説明して理解を求める 2) 多く相続する者に代償分割で支払うよう理解を求める 3) 生命保険に加入して保険金を差額に充てる 4) 不動産などを売却して換金して平等に分与する 5) 遺言書を作成して遺留分まで財産分与を減らす 6) 分与の差額を是正する財産を期間を定めて蓄える 7) その他	□具体的に記載:			
遺言書の作成	年月日	<input type="checkbox"/> 公正証書遺言 <input type="checkbox"/> 自筆証書遺言	保管場所	

Ⅸ-iii)『節税対策』の確認		(◇専門家のアドバイス:有・無)
☆優先チェック:先に検討した「納税対策」と「分割対策」は実行できる可能性が高いか。(はい・いいえ・わからない)		
1) 配偶者控除を利用する(※二次相続の相続対策を確認する) 2) 小規模宅地等の特例を利用する(※適用条件を確認する) 3) 子や孫に贈与して財産を減らす(※納税や分割に必要な金額を超えない) 4) 養子縁組をして基礎控除を増やす(※相続人全員の了解を得る) 5) アパートを建築するなど不動産を活用する(※長期的な事業収支を確認する) 6) 空き家や貸地や借地など不良な不動産を整理する(※換金した後のことを検討する) 7) その他		
□具体的に記載:		□注意すべき条件等:
当初の相続税	万円	期待できる効果
		万円
減額後の相続税		円